

平成13年第4回教育委員会記録

平成13年2月27日(火)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成13年2月27日(火)午後2時02分～午後3時25分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 碓之助

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與川 幸男 事務局次長 松本 義勝
庶務課長 佐藤 博継 事務局参事 辻 武
学務課長 和田 義広 施設課長 秋葉 正行
指導室長 工藤 豊太 事務局副参事 田中 哲
社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司
センター課長
社会教育 伊藤 俊雄 中央図書館 杉田 治
センター所長 次長
事務局職員 庶務課係長 木下 淳 法規主査 能任 敏幸
担当書記 後藤 行雄

傍聴者数 3名

会議に付した事件

(議案)

議案第13号 異議申立てに対する決定について

議案第14号 平成13年度杉並区教育委員会の教育目標について

議案第15号 杉並区指定文化財及び登録文化財の指定並びに登録について

(報告)

1 平成13年度学級編成暫定同意の協議について

2 平成13年度IT講習会の開催について

委員長 平成13度第4回「杉並区教育委員会定例会」を開催いたします。本日の署名委員に大蔵委員を指名いたします。本日は議案が3件、報告事項が2件ございます。初めに議案第13号「異議申立てに対する決定について」を上程いたします。本議案については、その内容から、審議過程において、個人の特定ができる部分がありますので、個人情報保護の点から、会議規則第13条の規定により秘密会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 異議がありませんので、秘密会とさせていただきます。傍聴の方は退席してください。

(傍聴者退席)

委員長 議案のご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第13号「異議申立てに対する決定について」ご説明いたします。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

この議案については、杉並区情報公開条例に基づいて、教育委員会への異議申立てについて、情報公開の保護審査会から答申が出されまして、処分庁として、教育委員会が決定を下す必要があるために提案するものです。

まず、この異議申立てまでの経緯ですが、杉並区情報公開条例の第8条の規定に基づき、昨年、平成12年10月2日付で、ここに書いてあります杉並区桃井4丁目5-17の藤田一郎から、井草中学校の修学旅行、平成12年度分ですが、につきまして見積書、合計請求書、領収書ということでの公開請求がありました。

公開請求に対して、教育委員会は、見積書として、生徒1人当たりの旅行代金の明細が記載されている「旅行代金積算例」というものをお出ししまして、領収書としては、振込金兼手数料受取書の2つについて公開としました。請求書については、当該文書が存在しないということで、公開できない旨を、平成12年10月12日付で、条例の第9条第1項の規定に基づき、請求者に通知をいたしました。平成12年10月17日、公開請求項目のうち、請求書不存在ということで、非公開とすること、見積書として、旅行代金積算例を公開することの決定について異議があるということで、教育委員会の処分に対して異議申立てがなされたものです。

これを受けて、教育委員会としては、杉並区情報公開個人情報保護審査会会長宛てに諮問をして、「処分理由説明書」を提出しておりました。その結果ですが、参考ということで、この中に入っていますが、答申が出されました。個人情報保護審査会の会長から、杉並区教育委員会委員長ということで答申が出されました。これについては、平成13年2

月 13 日付ということでしたが、結果として、「答申の結論」ということですが、「本件異議申立ての対象となっている、杉並区立井草中学校の平成 12 年度の修学旅行の費用合計請求書を公開することができないとした平成 12 年 10 月 12 日付の杉並区教育委員会の決定は適法かつ妥当であり、取り消す必要はない」ということで答申を受けたものです。

したがいまして、この答申を受けましたので、「決定」ということで、本人に処分を決定するというので、今回の議案ということを出されているものです。

「処分」として、「本件異議申立てを棄却する」ということで、「理由」については、記載のとおり、「本件異議申立ては、上記異議申立人が行った『杉並区立井草中学校の平成 12 年度の修学旅行の費用合計請求書の情報公開請求』に対し、当該文書を取得していないため公開できないとする平成 12 年 10 月 12 日の杉並区教育委員会の決定に対するものである。本件異議申立に対する決定に当たっては、杉並区情報公開条例第 11 条の規定に基づき、杉並区情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して審理を行った。この結果、本件処分は、別添の審査会の答申と同様に妥当と判断される。よって、本件異議申立ては、行政不服審査法第 47 条第 2 項の規定を適用して、主文のとおり決定する」ということで、第 47 条の第 2 項ということでは、審理を行ったうえで、審査請求人に理由がないということ、原処分を是認する決定ということ、以上です。

委員長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。

教育長 これは、たまたま井草中学校の例ですが、ほかの学校で、私は、このようなケースが出た記憶が全くないのですが、他の学校の様子も井草中学校とほぼ似ているのですか。

庶務課長 修学旅行については、ほとんど同じような扱いをしております、私どもも、審査会のほうに意見書を出した際に、これまでどおりのやり方というものについては、やはり改めていかなければいけないというような立場で、理由説明書を作ってやりまして、これらについても公聴会の中で、前にも指導室のほうからお話をいただいた経過がありますが、きちんと処理をしていくという立場での指導もいま行っているというところです。

教育長 この公開請求ということが、結論的には、今日示されるようなことではありますが、学校にとっては、それなりの反省材料にもなっているということも言えるわけですね。

大蔵委員 ここに、「今後は請求書を取得する」と書いてありますから、それは、もういいのではないのでしょうか。いままで請求書がなかったのは、私などは、やはりちょっと不思議なことで、料金はネゴシエーションで、いくらにしてくれと、それ高いじゃないのとか、いろいろあって決まるのでしょうか。しかし、最終的に決まったら、普通は常識的には請求書は出るでしょうね。ですから、いままでなかったのが不思議ですけれども、「今後は改

善する予定だ」と書いてありますから。

教育長 そうです。私も大蔵委員と同じで、そういった意味で、いろいろな意味で、修学旅行に限らないのですけれども、親ごさんの私費で組み立てる事業だと思imasるので、説明責任を含めてつまびらかにしながら、納得いく解決策と言いますか、進め方を是非してもらいたいと思います。この決定については特段異議はありません。

(承認の声)

委員長 それでは、これで本件については終了させていただきます。

(傍聴人入室)

委員長 引き続き進めさせていただきます。第2、議案第14号「平成13年度杉並区教育委員会の教育目標について」ということですが、事務局からご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第14号「平成13年度杉並区教育委員会の教育目標について」をご説明いたします。

最初に、前回の教育委員会ですが、平成13年2月14日に、これまでの教育目標についての検討過程等についてご報告をしました。それ以降、公聴会、教育委員さんの意見等をいろいろお聞きしながら、今回まとめて議案として出すことに至ったものです。

なぜ、この教育目標を改定するかということですが、改定の理由としては、杉並区の基本目標である「21世紀ビジョン」が策定されたということと、それに併せて最近の少子高齢化の問題、情報技術革命の進展というところで、社会・経済状況の急激な変化が進んでいるという中から、いまの時代に相応しい教育目標を作っていく必要があるだろう、ということが1つです。

それに加えて、東京都の教育目標も大幅に改正されたということ、現在、中教審答申とか教育改革国民会議報告等に見られるように、教育改革の方向について、さまざまな所から提示されてきているというところから、教育改革の時代に相応しい教育目標、基本方針を策定していく必要があるのではないかとというところから、今回、全面改定ということで提案しているものです。

これまでの教育目標については、どちらかと言うと、いわゆる前年なみの目標等について、それらを踏襲する形で一部手直しということで進めてきたわけですが、先ほど申し上げましたような理由から、全面改定ということで行ったものです。

この教育目標を検討するうえでの考え方の一つは、教育目標そのものが、教育関係者あるいは行政が共に目指していくものとして、その内容についても中学生にも分かりやすいような文章表現と言いますか、そういうものにしていくということで、より一層共有でき

るものにしていきたいということです。

もう一つが、教育目標、基本方針については、現在、議会で来年度の予算がいろいろと審議されていますが、教育委員会としても、教育改革アクションプラン、生涯学習スポーツ推進計画といったものを平成 13 年度に作っていくということで準備を進めていますので、それらとの整合性をもったものにしていくということと、それに併せて教育政策の体系化を図るという点から、基本目標、基本方針というものの整合性といったものをもっていくというところで、今回、考えているものです。

今日、資料として、前回お示しした叩き台、公聴会の意見、各委員さんの意見等を踏まえて、どの辺が変わってきたのかということについてご説明をします。

最初に、「杉並区教育委員会の教育目標」というところですが、これについては文言の修正が主として行われました。最初に、原案というか叩き台の中では、「わたしたちは、子どもたち」という言い方をしていたわけですが、「わたしたち」の部分がどこを指すのかよく分からないというようなことがありましたので、「教育委員会」と改めて、作成しました。もう一つが、21 世紀ビジョンでは、「明日を拓く子どもたちのために」となっていました。また、「自らの未来を切り拓いていけるように」という言い方に変えました。

その次のところで、「それぞれ役割を果たせる人、あるいは行動する人、心をもつ人」となっていますが、当初の段階では、これらが全部「子」となっていました。「役割を果たせる子、行動する子、心をもつ子」となっていたわけですが、「子ども」という表現よりも、「人」ということで、より大きく捉えたほうがいいだろうというご意見がありまして、「子に育てる」ということではなくて、全部「人に育てる教育を推進する」と直しています。

その次のところについては、2 行目に「すべての区民が教育に参画し」以降の文言ですが、当初は、「ともに暮し、ともに育ち、ともに学ぶ環境」と入れておいたわけですが、「豊かな環境の中で個性などを磨く自分づくりを支援する」と訂正しています。「教育目標」については、大きなところは以上です。

「基本方針」の 4 頁目をめくっていただきたいと思います。「教育施策の推進」という項目があります。この中では、さまざまな意見が出されて、例えば、いわゆるカタカナ言葉、「ジェンダーフリー」という言葉を使っていたわけですが、そういったものについてもう少し分かりやすくということもありまして、それらについて、「性差別」と話の中で置き替えをしています。

4 頁目の(4)の「環境教育の推進」のところでは、当初、いわゆる「I S O 14001」

といった簡単な表現だったわけですが、非常に分かりにくいということもあって、これらについては、「環境マネジメントとしての国際規格」というのを入れ込んで、注意で、「ISO 14001」についての説明文を付けています。

5頁目の2の(4)で「進路指導の充実」を新たに付け加えました。この部分では、「個性を生かし、未来への希望や生きがいづくりにつなげていくため、進路指導を充実する」ということで、進路指導の部分について1項目追加しています。

6頁については、いくつか文言の整理を行っています。例えば、(5)の「エコ・スクールの推進」のところについても、より分かりやすい表現ということで、文言の整理をしました。

7頁目については、(4)の「児童虐待の対応」を1項目追加しました。これは法律の改正ということもありますし、児童虐待の問題がやはり大きくなってきていますので、これらにきちんと、方針の中でも位置付けて対応していく必要があるだろうということで、1項目追加したものです。

8頁についても若干の修正を行っていますが、新たに、7番の「学校解放の推進」という1つの項目を追加しました。これについては、これまでも学校解放事業ということで、事業を進めてきていますし、今後とも学校解放推進そのものの重要性と言いますが、そういったものをきちんと方針の中で謳っていく必要があるという中で、1項目追加したものです。

9頁については、(3)の「指導者育成」を新たに付け加えました。日常的な支援を行う指導者の養成を行うということで、これらについても今後、社会教育等の関係の中では非常に重要な役割を占めていく中で、「指導者育成」の項目を入れました。

叩き台の中で、「中学校対抗駅伝を広範な区民と共に実施する」という項目があったわけですが、中学校対抗駅伝だけが1つの方針と言いますが、施策の方向ということで出されるのはどうかということがありまして、これについては、科学教育センターで今後行うであろうロボットコンテストとかさまざまな事業があるわけですので、そういった対比の中でどうかということがありましたので、これについては削除しました。ただ、中学校対抗駅伝そのものが、単に中学校だけで実施すると言いますが、そういったことではなくて、むしろ、地域と学校といったところでの連帯感を育ていくというところでの位置付けでの実施が必要であろうということを考えて、(2)の「子どもの文化・スポーツ活動についての検討」の中に、「中学校対抗駅伝のような地域と学校、地域と子どもの連帯感を育む機会を充実する」ということで、例示的に入れ込んでいます。

9頁の終わりから10頁にかけてですが、「開かれた教育委員会活動を推進」ということで、文言整理を行いました。

教育委員会の教育目標をちょっと読んでいきたいと思います。「杉並区教育委員会の教育目標。教育委員会は、子どもたちが自らの未来を切り拓いていけるように、社会の一員としての役割を果たせる人 創造力豊かに自ら学び、考え、行動する人 人間性豊かな心をもつ人 に育てる教育を推進します。また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、すべての区民が教育に参画し、豊かな環境の中で個性などを磨く「自分づくり」を支援します。すべての区民が生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、豊かな人間性が培われるように努めます。さらに、歴史の中で育んできた伝統文化などを次世代に引き継げるようにしていきます」。以上が教育目標です。

それぞれの役割のイメージということで、学校づくり、家庭づくり、地域づくりということで図示していますが、これらについては、それぞれ杉並区の教育委員会の教育目標を達成していくために、学校では、あるいは家庭では、地域ではこういったことをしていくべきなのかという役割のイメージを図式化したものです。

「学校づくり」については、「さまざまな人に支えられながら、一人一人の子どもが自らの未来を見出し、未来を切り拓く基礎を培う場。子どもたちがいきいきと学び、思いやりの心とたくましく生きる力を育む場」。右のほうに「地域づくり」がありますが、「地域の問題を互いに話し合い、ともに支え合いながら、自らの手で解決していく地域。生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、新たな文化を創造し、発信する地域」。「家庭づくり」では、「親もいきいき、子どももいきいき、家族のぬくもりを拠りどころに『命』を育み、支え合う家庭、挨拶など基本的な生活習慣を育む場」と。こういったことを通しながら、自分づくりにもつなげていくというところで、教育委員会の目標の中で、「自分づくり」を一番に押し出しているところです。

「基本方針」ですが、「1、誰もが人格、命、心を大切にし、明日の杉並を担う人づくりを進める。2、一人一人が個性や能力を生かし、社会の一員としての意欲と活力を身に付けさせ、自ら未来を切り拓く力を育てる。3、子どもに多様な学習機会を提供し、特色のある学校・園づくりを進める。4、教育の原点としての家庭づくりをみんなで支える。5、杉並の文化・伝統を重んじ、異なる文化や伝統についての理解と関心を深め、地球市民として生きていく力を培う。6、区民自らが現代的な課題に対する理解や新しい知識、能力を主体的に得られるよう、社会教育の充実を図る。7、自主的な地域スポーツ活動を生涯にわたり継続して行うことができるよう環境を整え、健康でふれあいのある地域づく

りを推進する。8、参画と自治に基づく教育活動（等）を推進する」。

「教育施策の推進」については省略させていただきますが、それぞれの基本方針のもとで、今後進めていくべき施策の方向性をそれぞれに記しています。以上です。

委員長 ありがとうございます。「杉並区教育委員会の教育目標」ということですが、加えて「基本方針」、「教育施策の推進」ということで、委員会でのディスカス、正式には協議会での話合いの結果とか何回か行っていますが、前回示されたものに対して委員の方々からいろいろご意見を文書で差し上げておりますが、そういったことを参考にしつつ、事務局のほうで提起されたわけですが、何かお気づきの点がありましたら、どうぞ。

大蔵委員 いまの委員長のお話のように、私は、前回いただきましてから、いろいろご意見を申し上げましたので、もうこれについては私としては申し上げることはありません。

宮坂職務代理者 前にいろいろお話したことが中に盛り込まれていれば、結構です。

大蔵委員 こういうのは言い出せばきりがなくて、こんなにせい、こんなにせいと言うことはたくさんあります。こんなことを書かなくたって、当り前のことではないかということもあるでしょう。ですから、まあ妥当なところでおさまっているのではないかと思います。あとは、実際にどのように運営をして、区民の意見を聞いていくかということころでしょうね。

教育長 いままでの長い歴史の中で、杉並区の教育委員会の教育目標というのは、どちらかと言えば、杉並区でなくても、どこの区でも通用するような抽象的な目標だったのかなというのが、私なども含めて、特に私は深い反省をして、いままでいたところでは、そういう意味では、東京都へ右へ倣えのような画一的な教育目標から、今回、たまたま 21 世紀ビジョンの話も出ましたが、杉並区らしさが出た、しかも大変分かりやすい教育目標になったのではないかなというのが、私の過去の長い、こういう教育目標なり教育方針を作る時の反省点もこめながら、いいものができたなというのが、私の正直な感想です。

「教育施策の推進」も、おそらく従前は、いつの時代でも通用するような内容だったのですが、今回を見ると、身近な、この平成 13 年度は何をするのという部分がよく出ているのかという感じがして、逆に言えば、この部分は絶えず見直しなどもしていくような部分なのかもしれませんが、普遍性がありながら、なおかつ、平成 13 年度は何をするのという部分に応えている部分なのかなという気がします。

平成 13 年度もかなりきめ細かく、この「施策の推進」の部分も表現されているのかなと思います。文言等は私もだいぶ注文させていただいたつもりなのですが、丁寧に見ていると、まだ、ちょっとだけ句読点の付け方とか、「検討」という言葉はあまり入れたくない

いなと思ったのですが、やはり「検討」という言葉が入っているとかがありますので、その辺ぐらいがちょっとありますが、そういう細かいところまで言ってもいいのでしょうか。例えば、9頁の(2)の「子どものスポーツ活動についての検討」というのは、ここでこういう言葉は使いたくないなと。素直に「子どものスポーツ活動の推進」ということでおさめていただいたほうが、中身も現実には昨年行った中学校対抗駅伝大会も載っているのですから、「検討」でなくて、「推進」でよろしいのではないかとということとか、細かくてすみませんが、8頁の(7)の「学校解放の推進」のところ、「学校の校庭体育館、教室等」の「校庭」のあとに、やはり読点が欲しいなということと、折角、「杉並区教育委員会の教育目標」がゴチックなので、2頁の「それぞれの役割のイメージ」もゴチックでやったらいかがかなと、つまり、基本方針などと流れが似るようにね。

つまらないご指摘を申し上げましたが、いままでもすでにご指摘させていただいたつもりですので、これ以上言うことはありません。

委員長 以前、ご説明になられたように、「教育目標」とか「基本方針」というのは複数年でこれから生きていくと思うのですけれども、最後の「教育施策の推進」というのは、毎年かなり入替えがあったり、当然、予算との絡みがありますから、そういうことあるのでしょうかね。

庶務課長 むしろ、「教育施策の推進」のところでは、例えばですが、平成13年度で課題として捉えて進めていくべきもの、予算に裏付けされるような形で実際に進めていくものといったことが出てくると思いますので、毎年毎年の見直しが必要になってくると思っています。

教育長 もう各学校では、平成13年度の教育課程を作る時期で、時間的な切迫感をちょっと感じているのですが、どうなのでしょう。学校側としては、この受け止め方と言いましようか。

指導室長 従前から、やはり教育目標はかなり大幅に検討しながら変えますよというスタンスと、「21世紀ビジョン」が出ていましたので、そういうところからの体系化もありますよと学校には周知してきました。そういうものを学校長等が、やはり意識しながら経営の中に反映させていくのではないかなと思っています。

3月1日から各校の教育課程の受理の検討会を行いますものですから、そこで、その辺が明らかになるかなと思います。また、3月1日には校長会がありますので、その辺、大局をいただいた中で、各校が、もう一度こういうところを考えてみたいということであれば、かなりの修正は可能かと思っています。

教育長 折角これを作っても、心が各学校にこもらないと困りますので、各学校長はもとより、大いに学校の中で、このことについての受け止めをしっかりとさせていただきたいと思えます。まさに、「学校、家庭、地域」と言いますが、我々教育委員会の立場から言えば、学校が軸になりながら、家庭や地域に対しても、これに基づきながら、これだけではないのですが、学校がいろいろな地域性にそったものを付け加えながら、大いに地域の中で議論を起こしてもらいたいし、折角、「参画」とか「豊かな心」とか言っても、やらなければ何にもならないのですから、その辺の徹底方も是非ともよろしくお願いします。

委員長 各学校からのご意見というのは、何度もご説明されたように、校長会でご説明になられて、原案を示されて、それに対していただいて、この中に織り込んできたというプロセスを経ているわけです。ですから、学校によって、扱い方とかがいろいろ違うかもしれませんが、具体的には。

庶務課長 学校のほうは、杉並区の教育目標が早く定まらなないと、その学校の平成 13 年度の目標、基本方針といったものが定まりにくいということがありまして、早くしてほしいという要望をずっと受けておりまして、その都度、現在での動きはこのような状況ですというようなことを説明してきたわけですが、ある一定の叩き台ができた段階で、校長会の役員さんのほうにお話をしまして、それで、校長会としての意見をまとめてほしいということで、それぞれ小学校、中学校から意見が出されて、それらを取り入れた形で、今回の目標、基本方針作りということで、そういったプロセスを経て行ってまいりました。

委員長 ほかにありますか。

(承認の声)

委員長 それでは、ご意見もすでにたくさんいただいていますので、この件に関しては、これで終らせていただきたいと思います。先ほどありましたご意見等のご訂正願って、あとは一応、委員長一任という形でさせていただきます。どうもありがとうございました。

第 3、議案第 15 号「杉並区指定文化財及び登録文化財の指定並びに登録について」ということをご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 議案第 15 号「杉並区指定文化財及び登録文化財の指定並びに登録について」、お諮りしたいと思います。これは、杉並区の文化財保護条例第 4 条、第 14 条に基づいて、文化財保護審議会に諮問し、先日答申を受けたものです。議案を朗読させていただきます。

議案第 15 号、杉並区指定文化財及び登録文化財の指定並びに登録について、右の議案を提出する。平成 13 年 2 月 27 日、提出者、杉並区教育委員会 教育長與川幸男。

次の頁をご覧くださいと思います。1、指定文化財(1件)。種別は有形文化財で、絵画、名称は「絹本著色舞楽図六曲屏風」、一双です。所有者等は、宗教法人妙法寺(代表役員駒野教格)となっていますが、この「教格」を「日法」に訂正していただきたいと思います。これは同一の方ですが、教団内の位が上がったと言いますか、昇格したと言いますか、そういう関係で法名と言いますか、それが変わって、日法というお名前になったということです。これは法人登記等もこれで登録してあるということですので、訂正をお願いしたいと思います。所在地、杉並区堀ノ内3丁目48番8号妙法寺内。2、登録文化財(2件)、種別、有形文化財、建造物、名称「西照寺道了堂」1棟。所有者等、宗教法人西照寺(代表役員、嗣永芳弘)。所在地、杉並区高円寺南2丁目29番3号、西照寺内。もう一件が、同じく有形文化財、古文書。名称が「井荻町土地区画整理碑」1基。所有者等が宗教法人井草八幡宮(代表役員、宮崎昌文)。所在地、杉並区善福寺1丁目33番1、井草八幡宮内。

提案理由、杉並区文化財保護条例第31条の規定により、文化財保護審議会の答申を得られたので、同条例第4条および第14条の規定に基づき、杉並区指定文化財ならびに登録文化財とするために提案する。あと答申書と諮問書、ただいまの諮問の文化財の内容、同意書等が添付されています。詳しくはB4版の説明書をご覧くださいと思います。

まず第1の「六曲屏風」は、妙法寺にありまして、昨年妙法寺の文化財等を郷土博物館の特別展の中で、これが展示されていたものです。2番目は、高円寺にあります西照寺というお寺のお堂と言いますか、ここで昔こもってお経をあげたというお堂です。3点目が、杉並区で、現在、道路の状態がいちばんよくなって、区画整理が行われていた井荻町の土地区画の事業を記念する記念碑で、井草八幡宮の青梅街道に面している鳥居のすぐ右側ですが、かなり大きな物です。周りに木が繁っております関係で、ちょっと見にくい点がありますが、かなり立派な記念碑で、この3点を今回ご提案申し上げました。以上です。

委員長 ありがとうございます。ご質問等がありましたら、どうぞ。

教育長 妙法寺には、かなりお宝と言いますか、こういう言い方は失礼な言い方かもしれませんが、歴史上、まさに文化財に相応しいものが豊富にあると思うのですが、まだまだあると見ていいのか、今回出されたので、ほぼお仕舞いなのか、それは何か分かりますか。

社会教育スポーツ課長 まだかなり残っていると思います。昨年、平成11年度末までに、いままでに指定および登録をした文化財の一覧がありますが、この中にも、たしか妙法寺のものも入っています。例えば、登録文化財の中では、建造物があります。まず5頁の「年度57」と書いてある真ん中から左のほうになりますが、木造の仏像、座像がありますし。

教育長 妙法寺は挙げればきりなくあります。

社会教育スポーツ課長 いっぱいあります。ですから、まだまだあるということでご理解いただければよろしいと思います。

教育長 ということは、今後また調査の過程で指定登録等の文化財は、今後も相当あると見ていいですか。

社会教育スポーツ課長 はい。ただ、……………

(テープ B 面へ)

……調査とか、その辺の審議会の先生方の関係もありますので、おいおいとしていきたいと思えます。

教育長 そうですか。楽しみだと思っています。

大蔵委員 私はこの保護条例を読んでいないものですから、誠に不勉強で申し訳ありませんが、指定をされるとどういふような変化がありますか。指定される前と指定された後では。

社会教育スポーツ課長 保存のための、そんなに大した金額ではありませんけど、毎年そのための維持管理経費をお支払いするというふうなことであります。

こちらに指定をされますと、有形文化財の建造物ですと年間 6 万円、いちばん高額ということになります。大した金額ではないのですけど。

それから、登録のみの場合は、団体の場合が 3 万 6,000 円、個人の場合は 1 万 2,000 円ということになっております。

大蔵委員 スズメの涙ほどですね。

教育長 指定をすると処分等ができないのでしょうか。何か拘束されるのではないですか。それから、公開の義務とかいろいろあるのではないですか。

社会教育スポーツ課長 処分等をする場合は教育委員会の許可というか。それからあと、公開等についてはなるべくお願いしたいと、このようなことです。

宮坂職務代理者 お願いしたいということで、公開は別に義務化はされていないのですか。

社会教育スポーツ課長 はい。今回の、いちばん重要であるというか、いちばん珍しい物、この屏風図ですが、これを常時展示するということになりますといろいろ。絵でして、これは 。

大蔵委員 日焼けをしたりね。

社会教育スポーツ課長 はい。室町時代の物で、もう相当年数が経っておりますので、いまでもかなり文字なんかも見えなくなっているのです、それなりの施設がないとなかなか難しいというふうなことがあるかと思えます。ただ、お堂ですとか、表の建造物等は、これ

は常時、夜間以外でしたらお寺の人はどこでもオープンにされていると思います。

教育長 杉並区内ではやはりまさに最大級の文化財を維持し続けている寺社と言えるでしょうね。

委員長 区の指定があって、それから、都の指定もあるのですか。

社会教育スポーツ課長 はい。国とか都も。

委員長 国は当然ですけど。

社会教育スポーツ課長 当然都にもあります。

委員長 ありますね。

社会教育スポーツ課長 はい。国もありまして。妙法寺には国の重要文化財もあります。

委員長 で、ずうっとこうつながって、コンビネーションというか、考え方はあるのですか。一応ランクづけというか。

社会教育スポーツ課長 当然国の物はいちばん重要な物ということで、まず国が指定とか登録をするということですけど、その次が都ということになるかと思います。ですから、同じ妙法寺であっても国のもあるし都のもあるし区のもあるというふうな状況です。

大蔵委員 都の指定を受けると区が指定しているものは消えるのですか。

社会教育スポーツ課長 はい。解除できます。

委員長 一般的には格上げでいくのですか。

社会教育スポーツ課長 はい。そういうことです。

委員長 では、この議案第 15 号、よろしゅうございますか。

(承認の声)

委員長 どうもありがとうございます。次に報告事項のほうへ入らせていただきたいと思います。まず第 1 に、「平成 13 年度学級編成暫定同意の協議について」、学務課長、よろしくをお願いします。

学務課長 平成 13 年度の暫定同意協議についてご報告をさせていただきます。

暫定同意につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法の第 5 条に基づいて手続きを進めるものということで、4 段階あります。12 月 1 日の見込み調査。今回の暫定同意、それから、協議ですね。4 月 7 日までに 4 月 1 日付での同意協議をします。それから、4 月 7 日時点でのものについて、大体 4 月 12 日前後ぐらいのところを変更協議をする、という形で最終的な学級編成が固まっていくという手続きを進めるものです。

今回の内容について、一覧表に基づきましてご説明申し上げます。

まず小学校の覧ですが、真ん中の所にずうっと出ています。今回、学年別に申し上げますと、1年生は5学級、2年生につきましては1学級増と。以下、3年生が4学級減、4年生が2学級減、5年生が2学級増、6年生が5学級減ということで、右に書いてありますが、1万7,129名で560学級ということになります。前回、平成12年度の暫定同意のときと比較しますと3学級減ということで、児童数は159名の減ということになります。

それから、中学校ですが、いちばん下から2番目の覧になります。1年生は69で同じになります。2年生は72ということでマイナス1、3年生は73でマイナス2ということで、7,050名で214学級、3学級減で227人の生徒数の減ということになります。

真ん中の所には表が記載してあります。これは今回の暫定同意と、それから、下のほうに書いてありますが、平成12年5月1日現在の児童・生徒数、学級数を比較したものであるということで、後ほどご覧いただければというふうに思います。

特徴的な所でちょっとご案内申し上げますが、小学校の部でいきますと、左側に番号が書いてある、4番の杉並第四小学校、昨年に続いて全て単学級の6学級編成になっています。

それから、11番目ですが、若杉小学校が今年度から全て1学級の単学級ということになります。これは、昨年の3年生、現在の4年生が昨年度は41名いたのですが、これが転出等で減って1学級になったということにともなうものです。

それから、29番の浜田山小学校をご覧いただきたいと存じますが、依然学級数が増えています、昨年に比べて1学級プラスということで23学級になっています。この結果、小学校ですけれど、いわゆる学校教育の施行規則で掲げてある標準規模、12学級から18学級ですが、これにつきましては、これを下回る学級が今年度は10、昨年は11と。標準規模のものが33で、昨年が31と。超えるものがいまの浜田山小学校ということで1と、昨年は2、という結果になっています。

それから、もう1つ小学校ですけれど、前回教育委員会でご説明しました学級の継続制度の適用を受けるという所が14番の馬橋小学校の6年生です。80名と書いてありますね。これは普通ですと40人学級ですから、学級は2学級です。これを3学級ということで。ちなみにこれは前年との比較になりますが、平成12年4月1日は81名だったわけですね。1名減になって、とりあえず3学級の継続制度を使いたいという申請になっています。

それから、中学校ですが、中学校のほうにつきましては、基本では前年と同様というふうな形で動いていますけれど、同じく21番の和田中学校の3年生、これが80で3学級ということで同じ継続制度を活用していきたいという形になっています。ただ、両校とも

転入見込みがあるというようなことで、先ほど言った同意協議のときなんかには、4月1日、あるいは4月7日に人数が増えてくれば通常の形で3学級編成をしていきたいと。これは前にもご説明したとおり、この制度の適用を受けますとクラス編成に一定の制約を受けません。前の年のままでやらなければいけないというようなことがありますので、できれば、人数が増えればこの制度は使わない形になります、ということで報告を受けています。以上です。

委員長 わかりました。では、ご質問等をよろしくお願いします。

教育長 単学級が2校になったというのは我が杉並区の歴史上初めてでしょうか。

学務課長 そういうふうを考えてよろしいと存じます。

教育長 ちょっと考えさせられますね。

事務局次長 1年生13人ですよ。

教育長 ああ、若杉小がね。13人ですよ。単学級校がいままで1校ぐらいはあったと思いますけど、2校、複数の学校になったのは初めてですね。子どもの教育にとってどうなのかという問題がまさに、2校、複数になってきたということで。他にも限りなく単学級に近い学校が永福南とかありますので、いささか考えさせられるなどこの表を見ながら思いますね。

宮坂職務代理者 総児童数は、小学校1年生は増えていますよね、2年、3年、4年から。この数字がいちばん増えていますよね。これは何か。たまたま偶然なのですか。

学務課長 毎年学歳別なんかを見ても、やはり若干増える年とそうでない年があります。それからあと、転入の関係とか。今回委員のご指摘のとおり確かに増えています。

宮坂職務代理者 傾向とすれば、出生率からいくと大体減ってはきているのでしょうか。

学務課長 そうですね。前回、確か幼稚園のときにお話ししたと思うのですが、いま確か4才児がふくらんだりとか、若干どうしてもそういったところがあります。

教育長 そうですね。宮坂先生のご指摘のように、本当に小学校1年生、2年生がクラス増、5年生も1学級増加と。

大蔵委員 高卒のボトムが確か2009年です。高卒がいちばん減るのが。

宮坂職務代理者 ああ、そうですか。

大蔵委員 ということは、もう小学校なんかでも少し増えている分戻っているはずなのですよ。

学務課長 都のほうの全体の推計でいきますと、平成17年度あたりが若干そういった兆しがあるという話になっていますが、杉並区は少なくとも平成13年度までの推計では、全

体としては少し減っていくという形になります。

大蔵委員 でも、確か東京都の人口も少し増えましたよね。

学務課長 市町村部のほうがありますので。区部は 800 何万。前回もご案内しましたけれど、いまそういった児童・生徒数については、推計につきましては、住民登録と学校基本調査の中でやっている推計でなっています。

教育長 人口推計の絡みですが。都心回帰といいますが、よく新聞報道でマンションが都心にかかり集中。都心というのは杉並区も含むのかもしれませんが。そういった社会的な動きというのはその人口推計の中に見込んでいますか。

学務課長 住民登録でやっていますから、それは、転入転出は入っています。それから、さっき言った年齢構成の問題。それから、いま言った、確か合計特殊出生率は、人口比では杉並はまだ毎年下がっていますから、社会的な要因も含めて住民登録の人口はさっき言ったようにいびつな状況があるという形になります。

委員長 人口推計はいろいろな方法があって。何種類かの方法で試みられるというのが昔からのやり方なのですが。

学務課長 そうですね。

委員長 そういう意味で大きな動きが出てきているから。高齢社会になってどうこうというので動きがずい分、最初の予測と変わってきたり、いまお話に出たように、都心部がふくれてきたりとか、ああいうのは若干変動があるのですね。

学務課長 先ほど申し上げたとおり、都の推計を使っていますから、都のほうはそういった住民登録人口という形の動きを押さえていますので、その中には出生率以外にも社会の変化も入っているということ。それから、東京の中でも、杉並区で今後予測されるのでは、桃井の日産跡地のもので、住宅というふうな話も出ていますけれど、そういったのも都市部から情報を受けています。いずれにしても、都が推計するときには、区のほうからも情報を挙げる中では、50 戸以上の団地ができる計画があるかとか、そういったものを入れての計画で推計していただいています。

委員長 この件についてはよろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

では、2 番目の「平成 13 年度 I T 講習会開催について」と。社会教育スポーツ課長、どうぞ。

社会教育スポーツ課長 それでは、情報通信技術 I T 講習推進事業についてご報告を申し上げます。これは 1 月の当委員会で、口頭で報告をしておりますが、第 1 四半期の講習の日程とか講座数等がいま検討し、ほぼ固まってまいりましたので、これらを含めてご報告い

たします。

事業の趣旨につきましては、前回もお話し申し上げましたように、国のIT革命の絡みで全国民がインターネットを使えるような情報通信技術の普及を目指そうとしている、というふうなことにともなって、国が各自治体に補助金として配付し、それによって各自治体が講習を実施するというふうなものです。

当杉並区の講習概要ですが、機械の関係、それから、講習の関係で2つの省から補助金が出る予定で、まず、文部科学省のほうは必要な機器の整備ということで、杉並区には、いまのところ申請をして内示を受けているのは補助金額が約6,400万円ほどです。それから、講習につきましては、総務省、旧自治省ですが、この講習会の運営経費の補助ということで、杉並区には約1億4,300万円ほどが来る予定になっております。機器の設置台数ですが、社会教育施設、それから、区民センター等へ375台のパソコンを設置して講習を予定しております。3ページ、2枚目のほうに設置するそれらの施設名等が書いてあります。これは区の施設としては学校を入れて24ですが、今回375台を設置するのは23番までですね。1番から23番までの各施設に11台ないし21台の機器を設置するということです。

実施計画ですが、講習会の内容と受講者の経費負担で、講習の内容については、パソコンの基礎知識、文書作成、それから、インターネットへの接続、メールの送受信、ということで、これらの利用時の注意事項とマナーをセットにして1人あたり12時間の講習を実施するものです。受講料は無料ですが、ただしテキスト代は実費をいただくと。いまのところ1,000円程度を予定しております。実施時期につきましては、4月20日ごろから開始いたしまして、来年の2月末までです。

講座開催施設、それから、規模、募集人員等につきましては年間約1万5,500人が受講できるようにいま準備を進めているところです。詳細につきましては2枚目のほうに記載があります。講習対象者につきましては20才以上の都民、それから、登録外国人ということで、これは区民には限らないということですね。杉並区以外の方であっても受講はしていただくというようなことです。それから、視覚、聴覚、身体不自由の障害を持つ方々に対しましても障害者福祉会館の一部の機種を使って対応をする予定です。それから、社会教育センター、高円寺社会教育会館では、子どもさん連れのお母様方にも、当然子どもさんの託児を用意して対応していただくというふうな予定です。講師の確保につきましては、第1四半期開催の区有施設23カ所のうち、区内のボランティアグループの方々に2つの施設、NPOの法人資格を取った所に3施設をお願いする。それから、講座に協力を

申し出ている企業について1施設、民間の講師派遣会社に17施設を予定し、これから契約を結ぶ予定です。この契約の方法につきましては、ただ単に入札等でやるものではなく、プロポーザル方式と申しますか、選定委員会を設けまして、計画書等を出していただいて、それらの内容をチェックし契約の参考にしていきたいと、そのように考えております。

それから、募集方法ですが、これは四半期ごとに分けて行う予定で、第1四半期につきましては3月11日の区の広報に掲載し、また、ホームページ等でも掲載する予定です。申込みは各施設、開催の施設、出張所等にチラシと、往復はがきを置きまして、郵送で申込みを受けつけるということにしたいと思っております。それからあと、第2次募集や空き状況につきましては、専用電話にふき込みの情報を提供して案内をしていただくというふうなことで考えております。

それから、大きい3番の「セキュリティーの確保」ですが、1番から4番までに記載のような確保をし、いちばん問題になるのは、インターネット等を行いますので、有料情報サービスとか、不適切なサイトへの接続を防止するための方策はしていきたいと考えております。

講習の開催施設と、募集定員の一覧。これは昨日現在でございますが、第1四半期、4月から6月はそのように考えております。講座の総数は、外部施設、区立施設を含めまして244の講座を予定しております。一講座あたりが497名の予定ですので、これはそれから後の第2四半期から第4四半期の講座764を足しますと、ほぼ1,000回をちょっと超える1,008回の講座をいまのところ予定しております。これで何とか1万5,500人をクリアするというふうなことでいま準備を進めているところです。以上です。

委員長 わかりました。

大蔵委員 1万5,500人というのは、これで大体希望者は全部収容できるという推定ですか。

社会教育スポーツ課長 いえ。希望者は全部収容ということではなくて。国が考えているのは全国で約550万人というふうなことを想定しておりまして、それを杉並区の人口比で割りますとほぼ1万5,000人ちょっとかなというふうなことでこういう目標数値を設定したということです。

大蔵委員 希望者が多かった場合はあぶれるわけですね。

社会教育スポーツ課長 そうですね。抽選になろうかと思えます。

事務局次長 それについて。これは平成13年度事業なのですね。

大蔵委員 はい。

事務局次長 平成14年度以降についてはまったくいま白紙なのです。ですから、その状

況によって。

大蔵委員 あぶれたとき、平成 14 年で吸収することが。

事務局次長 ええ。国の予算はどうなるかわかりませんが、もし大幅に希望者がいれば、また国の予算ももらえるという形になるのかなと思っているのですけど。それはまだわかりません。

教育長 講座の内容はどういう内容ですか。

社会教育スポーツ課長 先ほど言いましたように文書作成です。要するに初歩の人を対象ということで、パソコンの基礎知識、それから、当然ワープロでやるような文書の作成をして、それを、文書作成したものをメールとかインターネットに接続できるような、そういうふうな内容ですね。それとあと、インターネットとかメール等を利用するときの注意事項。要するに変なというか、不適切な所に行かないようにとか、そういう不適切な所に行った場合に法外な利用料金等を後日請求されますよとか、そういうふうな注意事項も含めた初心者向けの講座ということを考えております。

教育長 荒井課長もご経験だと思えますけど、実際にやってみると疑問点がいっぱい浮かぶのですよね。パソコンを買ってはみた。やっているうちに、接続がうまくいかないとか、サーバーとの関係がうまくいかないとか、いろいろトラブルがあったり、それでつまづく人がたくさんいて、ニーズが受講生によってかなり多様かなという気もするので、その辺はどのような対応を考えていますか。

社会教育スポーツ課長 一応申込みのはがきに、当然住所、氏名、それから、年齢、それから、職業は大ざっぱに。

教育長 そんなことはどうでもいいのですが。

社会教育スポーツ課長 それとあと、いままでに講座をやったことがあるとか、どの程度できるのかと大ざっぱな、経験があるのかどうか、その辺は申込みのはがきによって把握して、あまり片寄らないようなレベルと言いますか、その辺は多少考慮していかなければならないかなと。あと年齢とか。

事務局次長 教育長の言われたのは、そういうのではなくて。おっしゃるとおり、実際に始めてみて、フォローの必要性が出てくるということを担当は非常に危惧してしまして、それをどうするかという問題はかなり大きな問題になるだろうと、そういう予測はしています。ちょっといまのところ。

大蔵委員 それは大変だと思います。要するに、例えば少しやったことだってできると。しかしこれは、ソフトならソフトでマイクロソフトだとか聞けばできることになっているの

ですが、どう聞いていいかわからないという人がたくさんいるのです。それで、だから、できませんとか言ってここへ来て、これはどうなるのですかと聞いたほうが早いわけですね。そういう人が来ると結構対応は大変だと思いますけど。

社会教育スポーツ課長 ええ。そのようです。それとあと、一部施設。これは特に地域図書館を考えているのですけれど、当然6回ないし4回になりますから、連続してやるのか、また、1週間に1回になるのか、間が開いたりなんかする場合もあろうかと思えます。あと、その辺については、地域図書館には機械を常時設置していくというふうなことで、予習・復習をしたい方には曜日を決めて、講師はいまのところボランティアを募集してそういう対応ができる方がいれば、そういうふうなことも考えております。それからあと、委託する民間の業者によっては、講習が終わってから何カ月以内であれば無料で質問とかそういうのを受けつけるというふうな所もあると聞いておりますので、その辺はまた契約の中で何らかのフォローができるような方策を考えていきたいと思っております。

事務局次長 この事業で、補助の中に入っていないのですね。しかし、実際にこれは事業の目的の、個人がコンピューターを買ってやることなのです。それがいちばん大事なことなのです。それは、やはりやっていく中で考えていきたいと。いまから全部を想定できないなど。

教育長 私が言いたかったのは、お客様のニーズは多様ですと。したがって、ワンパターンでイメージしても実際にはそうはいかないので、ご苦労は多いと思えますけど、その多様なニーズをお客様に沿って受け止めてあげてほしいなという願いです。

社会教育スポーツ課長 もう1点。この講習内容については、国のほうから示されたこの4項目というのですか、基礎知識の修得が今回のこの国の事業の趣旨でもありますので、それに沿っては当然やらなければならないと思っています。その他のことについてはまたこれから、当然そういうことも含めて考えていかなければならないと思っています。

教育長 国ではそう言っても、やはり杉並区なので。僕たちに町の声はストレートに来ますから、森総理大臣の所に行くわけではありませんので、我々がしっかり受け止められるような創意・工夫が必要かなと思いましたので、老婆心ながら申し上げました。

委員長 窓口は社会教育スポーツ課ですか。

社会教育スポーツ課長 はい。

委員長 これ多様で大変ですよ。

社会教育スポーツ課長 組織は一応1月1日付で、担当係長1、それから、係員1のこの2名は就くことになっているのですが、現在まだ就いておりません。4月1日でないと就か

ないということで、いま兼務で職員が対応しているような状況です。

委員長 ちょっと大変ですね。

事務局次長 ただ、施設で全部をやるわけではなくて、全体なわけで。その1つは対応していたということになるのですね。

中央図書館長 図書館など、ほとんど1年間講習ばかりやっているではないですか。この規模から言うと、特に中央館は。朝から晩まではちょっとまあ。

社会教育スポーツ課長 土日も含めて。夜間も当然入ります。

大蔵委員 いちばん初歩は簡単なのですよ。こうやってこうしなさいと。その次の段階の人の質問が大変なのです。

教育長 大蔵先生は大分達人ではないですか。

大蔵委員 いやいや。まだボランティアができるほどではありません。

委員長 では、この件についてはよろしゅうございますか。どうもありがとうございます。では、今日の予定の案件はこれで終わります。

学務課長 ちょっと、先ほどの補足を。資料が出ましたので。さっきの杉並区の児童数の話ですが、小学校は平成17年度、若干ですが5名増になるという。中学校は減のままということ。

それから、先ほどの大蔵委員からの話ですが、都全体では、区も含めて小学校は微増といますか、若干の増、中学校は引き続き減少するというふうな傾向です。

それからもう1つ。先ほどの出生の話ですが、都のほうもそれが出てまいりましたので。各年度に入学する数字が載っているのですが、平成13年度の入学者というのは平成6年度なのですが、10万1,354人ということで。前の年度が平成12年度入学ですが、9万9,101人、来年度入学が9万6,184人と。やはりどうしてもこういったでこぼこがあると。

庶務課長 次回の教育委員会の予定ですが。通常の前定ですと3月14日の水曜日ということになるわけですが、区議会の日程等のためにこの日に開催できないということで。この14日の前後の日程を調整いたしましたけれど、調整がつかないということですので、3月28日午後ということで予定しています。28日については、水曜日ですが、規則改正等が相当あるということで、結構時間がかかるのかなというふうに思っております。9時で予定しています。

委員長 次回は3月28日午前9時からということですか。では本日の定例会はこれまでです。